

平成30年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 7 号	平成30年度宝塚市水道事業会計予算	可決 (全員一致)	3月6日
議案第 1 8 号	平成30年度宝塚市下水道事業会計予算	可決 (全員一致)	
議案第 2 7 号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 8 号	宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 9 号	阪神間都市計画事業中筋J R北土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 0 号	宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 1 号	宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 2 号	宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 3 号	宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 4 号	宝塚市公益施設条例の制定について	可決 (全員一致)	3月23日
議案第 3 5 号	工事請負契約（(仮称)市立文化芸術施設新築工事）の締結について	可決 (賛成多数)	
議案第 3 6 号	訴えの提起について	可決 (全員一致)	3月6日
議案第 3 7 号	訴えの提起について	可決 (全員一致)	
議案第 3 8 号	字の区域の変更について	可決 (全員一致)	
議案第 3 9 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 4 0 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	

議案第 4 1 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	3月6日
議案第 4 2 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 4 3 号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 平成30年 3月 1日 (議案審査)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○岩佐 まさし 石倉 加代子 江原 和明
 大河内 茂太 大島 淡紅子 北山 照昭

② 平成30年 3月 6日 (議案審査)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○岩佐 まさし 石倉 加代子 江原 和明
 大河内 茂太 大島 淡紅子 北山 照昭

③ 平成30年 3月19日 (議案審査)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○岩佐 まさし 石倉 加代子 江原 和明
 大河内 茂太 大島 淡紅子 北山 照昭

④ 平成30年 3月23日 (議案審査、委員会報告書協議)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○岩佐 まさし 石倉 加代子 江原 和明
 大河内 茂太 大島 淡紅子 北山 照昭

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名	
議案第17号 平成30年度宝塚市水道事業会計予算	
議案の概要	
平成30年度水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。	
（平成30年度予算の概要）	
業務の予定量	給水人口 23万5,380人 年間給水量 2,463万5,552 m ³ 一日平均給水量 6万7,495 m ³
主な建設改良事業	配水池統廃合事業 7億6,300万円 阪神水道受水整備事業 7億490万円 管路更新事業 6億6,500万円 基幹施設耐震化事業 1億4,920万円
収益的収支	事業収益 47億3,755万3千円 事業費用 52億1,189万8千円 収支差引 4億7,434万5千円の赤字
資本的収支	資本的収入 33億7,765万1千円 資本的支出 36億2,863万1千円 収支差引 2億5,098万円の不足 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てん
論 点 1 小林・亀井浄水場に関すること	
<質疑の概要>	
問1	小林・亀井浄水場廃止について、跡地を公益的事業に売却するとのことだが、公益的事業とは何を指すのか。
答1	公益的事業も含めてという趣旨は、民間企業による事業も含めて、広い意味で公益的施設、公益的な事業を考えている。現時点では具体的なイメージはないが、例えば福祉関係などの民間も含めた公益的な事業を想定している。しかしながら、公益的な事業だけに決定したものではなく、幅広く検討していく。
問2	小林浄水場において、緊急時に武庫川左岸側に水を送るための施設を残すとのことだが、残す必要がある部分とはどこなのか。
答2	水道水源間バックアップ機能強化事業で小林浄水場にある浅井戸や深井戸等を活用し、小浜浄水場に送る導水ポンプや着水井を設置する予定である。

問3 亀井浄水場において、亀井第2深井戸は残すのか。地下の配管や市道との関係もあると思われるが、一定の広さの土地を残す必要はあるのか。

答3 バックアップに使用するために、予備水源として確保する可能性はある。予備水源として小林浄水場の着水井に送る場合は、市道208号線のほうに配管を伸ばす必要があり、ポンプや電氣的な設備を設置するスペースが必要となる。具体的に必要な敷地は未確定だが、中央公民館の敷地内にある小林第6深井戸のように、フェンスで囲う等の処置は必要であると考えている。

問4 小林・亀井浄水場の撤去作業は、いつ開始するのか。

答4 平成30年度においては、設計費用は計上していない。平成30年度に実施計画、平成31年度に基本計画、平成32年度に実施設計を行い、最短でも平成33年度の作業を予定している。施設が特殊であるため慎重にせざるを得ず、周囲が住宅街ということもあり、大きな重機も入らないため、相当な時間がかかると考えている。

問5 小林浄水場の敷地のうち、広さ約1,820平方メートルの水道水源間バックアップ機能強化事業に将来必要な管理用地にある施設は、撤去することができないのか。その1,820平方メートルの土地については、持ち続けて公益的事業等には売却しないのか。

答5 ろ過地、沈殿池、貯槽は取り除く必要があると考えているが、小林第4深井戸や浅井戸は残す予定である。その他は、一旦撤去する。また、小林浄水場のトータル4,125.61平方メートルの面積のうち、約1,820平方メートルの敷地においては、バックアップ体制の整備として井戸からくみ上げたものを一時的に保管する施設を新たに設置する予定であるため、公益的事業等への売却対象にはしない。

問6 小林浄水場の管理棟にある配水池監視システムで、武庫川右岸側のさまざまな配水池の連携を行っている。このシステムは、新庁舎が完成するまで移転できないということなのか。

答6 右岸地区のさまざまな配水池の水位等を監視しており、移転するにはかなり費用がかかる。移転費用を1回で済ませるために、新庁舎が完成した時点で移転する予定である。

問7 小林浄水場の施設撤去は、水道水源間バックアップ機能強化事業に使用する部分と管理棟がある部分とは、工期を分けて実施するのか。また、小林浄水場のような4千平方メートルほどの浄水場の解体費用は、どれくらいかかるのか。

答7 別々に撤去となると費用がかかるため、できるだけ費用を安くするために、一度に撤去したいを考えている。費用については詳しく積算していないが、億単位となると想定している。

問 8 亀井浄水場の土地の再利用ができるのは、時期としては新庁舎建設後になるのか。

答 8 平成 33 年度に施設を撤去するため、早くても平成 34 年度以降になると考えている。

問 9 新庁舎建設後にさまざまな施設やシステム等に移し、その後に撤去工事をし、土地の売却をすることから考えると、新庁舎建設の財源としては、小林・亀井浄水場の売却費用はあまり関係ないのか。

答 9 小林・亀井浄水場の売却費用を、新庁舎の整備に充てるのではない。売却費用を短期的な資金の財源として考えているのではなく、長期的な水道事業会計の安定化を想定しており、長期的なスパンでの整備の財源として必要なものと考えている。

問 10 現在の小林・亀井浄水場の管理棟を、上下水道局の事務の業務に使用することはできないのか。

答 10 管理棟内にはポンプ等さまざまな施設があり、10 名ほどの職員しか入れない。現在、工務課は 20 名、下水道課は 15 名であるため、小林・亀井浄水場の管理棟を転用して業務を継続していくのは難しい。

問 11 小林・亀井浄水場売却後に建設する施設について、地区計画等で建設する施設は限定されているのか。

答 11 対象の地域は、都市計画法の第一種の中高層住居専用地域となっており、容積率 200%、建ぺい率 60%となっている。建築基準法で建築できる建物は主に住居系となっているが、店舗、病院、学習塾等は建設できる。事務所系の例えば郵便局であれば延べ 500 平方メートル以内、地方公共団体の本庁・支所の建物、老人福祉センター、児童厚生施設等は延べ 600 平方メートル以内と公益上必要な建築物は面積が厳しくなっており、上下水道局庁舎は約 3 千平方メートルであるので上下水道局庁舎を移転するのは難しい。

論 点 2 地震対策について

<質疑の概要>

問 1 上下水道局庁舎に必要な要件として、「24 時間勤務体制のため、夜勤職員用の風呂設備が必要」とあるが、入浴施設をつくらなければならないなど法律によって定められているのか。

答 1 事務所衛生基準規則において、明るさや一人当たりの執務の面積等とともに、職員の清潔を保つという箇所があり、細かく風呂など限定はしていないが、休憩室の設置などを規定している。

問 2 現在の上下水道局庁舎に耐震性がないことについては、市長も危惧しており、緊

- 急的対応を検討するとのことであったが、その後、仮移転について調整はしたのか。
- 答 2 上下水道局が仮移転に当たっての課題を整理し、市長と副市長に説明をした。速やかに候補の場所を見つけることは困難とそれぞれが認識し、できることを双方で早急に検討することとなった。駐車場や風呂が必要であるとの課題もあり、全ての課題を片付けていくのにはかなりの時間を要すると考えている。
- 問 3 新庁舎移転を 3 年延伸するということは、現在の上下水道局庁舎を利用する必要がなくなる時期は、5 年後くらいを想定しているのか。
- 答 3 当初は、平成 31 年度中には移転できるというイメージであったが、3 年延伸ということで、平成 34 年度中には、移転が完了する予定である。
- 問 4 新庁舎移転の延伸について、職員一人一人にヒアリング等を行っているのか。働いている職員の命がかかっているのに、延伸を検討する余地はどこにあるのか。
- 答 4 新庁舎建築の延伸について、一人一人の職員に話は聞いていないが、上下水道局の労働組合である公営企業評議会においても、早期の建てかえの申し入れがあった。しかし延伸については、市の財政状況やそのほかの大きなプロジェクト等も踏まえての判断である。勤務している建物に耐震性がないことは上下水道局の職員自身も認識しているため、年 2 回の緊急地震速報での避難訓練を確実に実施している。
- 問 5 地震はいつ起こるか分からない。市は文化芸術施設を優先したが、上下水道局庁舎が崩壊すると、市民への配水も他市から応援に来た職員の指導もできなくなり、職員の命だけではなく市民全体に大きく関係するため、真剣に考えるべきである。仮移転は、移転先の候補も見つからない上に、移転費用も何億円とかかってくるため、二重に費用がかかることになる。新庁舎移転について、どのように考えているのか。
- 答 5 市としては、文化芸術施設も上下水道局庁舎も両方とも必要な施設と考えており、財政状況等を考慮し、進度調整する判断をしたが、今後、多くの議員から出された意見を踏まえ庁内で十分検討していきたい。
- 問 6 管路の耐震化の進捗状況について、目標値や実績値がなかなか進んでいないが、何か原因はあるのか。
- 答 6 現在、阪神水道企業団からの受水事業に重きを置いて事業を進めており、管路の更新についてはおこなっている状況にあるが、経営戦略において、平成 37 年度の目標値は、基幹管路耐震化率は 38%、管路耐震化率は 18.8%としている。年間約 10 キロ更新する必要があるが、予算を計画的に執行し、体制を整えながら目標に向けて進めていきたいと考えている。

論 点 3 その他全般に関すること

<質疑の概要>

問 1 配水池統廃合事業に関して、小林配水池に隣接する用地を取得することだが、今後、逆瀬下配水池や現在の小林配水池の土地はどうなるのか。

答 1 統廃合後、逆瀬下配水池の土地は処分予定であり、現在の小林配水池の土地も不要となるが処分してしまうと新たな配水池の出入口がなくなり、高低差もあるため、処分しにくいと考えている。また、近くの塔の町配水池は都市計画道路にかかっているため、将来的には現小林配水池の跡地に移したいと考えている。

問 2 取得対象の土地については、用地取得の話は進んでいるのか。また用地取得の金額は、こういった経緯で決められたのか。

答 2 対象の土地は J R A の土地であるが、J R A は処分を考えており、用地交渉は進めている。まだ具体的には金額は決定していないが、予算の計上額は、高めに設定している。

問 3 配水池統廃合事業のスケジュールと費用は。

答 3 配水池統廃合事業で計上している予算の総額は 16 億円で、そのうち用地取得費が約 7 億 6 千万円、委託費や工事費等が約 8 億 5 千万円と試算している。具体的な基本設計はこれからで、今後、施設配置や既存敷地の有効利用を検討していく。

問 4 浄水場で使用する薬品には、苛性ソーダなど危険なものもあるが、薬品の保管や浄水工程での工夫は、どのようにしているのか。また、数年に一度薬品タンクを取りかえるなど、腐食等への対応はしているのか。

答 4 小林・亀井浄水場では、屋外にあるタンクで薬剤を保管しているが、惣川・小浜浄水場では、建物の中で管理しており、薬剤によっては温度管理が必要なものもあり、屋内において水で冷やすなど処置を施しながら、適切に管理・保管している。現在、薬品タンクの取りかえはしておらず、洗浄や薬液を全て入れかえることで対応している。

問 5 給水収益について、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、2,968 万 6 千円の増加を見込んでいる理由の一つに、宝塚北サービスエリアの設置を挙げられているが、宝塚北サービスエリアにはこういった経路で水を送るのか。

答 5 西谷地域については、中筋下配水池から県営水道の水を供給している。宝塚北サービスエリアには新しく減圧槽を設けており、タンクで受け給水している。

問 6 小林浄水場の配水池監視システム業務に関して、平成 30 年 6 月末までは浄水場の職員で対応し、7 月から 9 月の 3 カ月は夜間、土日祝のみ委託し、10 月からは全日委託する予定で、平成 30 年度の委託料の予算が、3,750 万円計上されている。

年間の委託料となると6千万円程度の金額になると思われるが、委託より直営のほうが安価ではないのか。

答6 365日24時間委託すると、委託料は5千万円であり、それを職員で行うと、9人の職員での交代勤務となり、1年間の人件費は概算で7,300万円程度となるため、委託する方が安価であるとの試算をし、業務委託としている。

問7 配水池統廃合事業を実施するとなれば、周辺に工事車両も進入してくることになる。隣接には民地や宅地があるため、地元への説明など事前準備が必要ではないか。

答7 まだ地元への説明は行っていないものの、現在、小林配水池周辺については、地元の方に説明しながら阪神水道受水工事を実施している状況である。また、対象の一部のエリアが千種の地区計画の中に含まれているため、今後、まちづくり活動団体や隣接の住民への説明を実施していく予定である。

問8 近年、水道事業会計が赤字傾向になってきている。水道事業会計から病院事業会計や下水道事業会計など他事業への貸し付けを行っているが、水道事業会計自体の財政状況は問題ないのか。

答8 平成29年度決算では約1億円の損益上の赤字、平成30年度の予算においても、損益ベースでは約2億2千万円の赤字を見込んでいる。一方、資金残高については、平成29年度末で約40億円、平成30年度予算ベースでも約42億円と見込んでいる。今後給水収益等が減少していくため、損益ベースでの赤字もふえていき、資金も減少していく状況にあると考えているが、なんとか経営していけると判断し、病院事業会計への貸付金2億5千万円の延長についても判断した。

問9 今後約5年から7年の間に、小林・亀井浄水場の撤去や新庁舎への移転など費用がかかるが、それらを踏まえても水道事業は健全なのか。

答9 現在策定している資金計画においては、小林・亀井浄水場の廃止にかかる経費は概算でも出ていないため反映されていないが、数億円規模で経費が発生すると見込んでいる。用地の跡地を有効活用するための売却益や新庁舎が3年延伸されたことによる影響もあるため、ある程度経費が算出されれば、現在策定している中期計画の見直しの必要もあると考えている。

問10 小林浄水場の配水池監視システムについては、武庫川右岸の監視を行っているとのことだが、左岸の配水池の監視の現状はどうなっているのか。

答10 配水池監視システムは各浄水場に設置しており、浄水場から送っている配水池監視所を監視している。左岸側は、惣川・小浜浄水場においてそれぞれの浄水場の職員が監視しており、委託はしていないが、今後、他市のように土日、夜間などの一部の業務を民間に委託することについて、積極的に取り組んでいく必要があると考えている。

問 1 1 委託料について、平成 30 年度は平成 29 年度より 3,400 万円余り減っているのはなぜか。

答 1 1 平成 29 年度は、小浜浄水場での夜間、土日祝の委託を提案し協議をしていたため、その分の委託料を予算計上したが、実際は委託が実現しなかったため委託料が大幅に減少した。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名	
議案第18号 平成30年度宝塚市下水道事業会計予算	
議案の概要	
平成30年度下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。	
（平成30年度予算の概要）	
業務の予定量	年度末水洗化人口 22万9,509人 年間総処理水量 2,738万5,362 m ³ 一日平均処理水量 7万5,028 m ³
主な建設改良事業	公共下水道雨水整備事業 4億8,177万5千円 公共下水道汚水整備事業 1億5,750万円
収益的収支	事業収益 46億6,649万3千円 事業費用 43億1,061万6千円 収支差引 3億5,587万7千円の黒字
資本的収支	資本的収入 16億7,546万4千円 資本的支出 37億7,147万9千円 収支差引 20億9,601万5千円の不足 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てん
論 点 1 健全な経営について	
<質疑の概要>	
問1	職員の内訳について、平成25年当時と平成30年度予算との職員数の比較では、どちらも合計24人であり、正規職員、再任用職員の人数も含めてあまり変化していないが、最適な人員体制であると考えているのか。
答1	下水道事業の人員についても、民間活力の促進の必要も考えており、委託をして人員を減らすことも検討の課題と認識している。一方で、最近の降水の現状を考慮すると、早急に雨水整備をしていく必要があるため、技術職員の増員も検討する必要があると考えている。
問2	同じ収益的収入であるものの、平成30年度から他会計負担金が営業収益から営業外収益へと区分けが変わっている。これまで本市は誤って計上していたのか。
答2	総務省の基準は2通りあり、従来兵庫県は統一されていなかった。総務省はどちらでも構わないというものの、兵庫県より平成30年度から営業外収益に統一するという指示があったため、営業外収益に計上した。

問3 下水道事業会計の経営状況に関して、平成31年度に値上げを検討するという話もあったが、現在、収益的収支が黒字となっており、この経営状況から見れば、平成31年度の使用料値上げはないのか。今後の見通しはどうか。

答3 公営企業の会計制度の見直しにより、一部の収入を営業外収益に計上することになり、損益ベースでは黒字で、今後も黒字を計上していく予定である。しかしながら、累計で9億7千万円の水道事業会計への返済もあり、平成31年度以降は、水道事業会計からの出資と一般会計からの支援もなくなるため、資金的には財政状況は厳しくなる。平成28年度の上下水道事業審議会の答申では36%程度の使用料の改定が必要となったが、18.5%の改定に抑え、一般会計や水道事業会計からの貸し付けや補てんで対応してきた。その答申の中でも平成31年度には検討する必要があるとされており、上下水道事業審議会等の意見を聞き、料金改定について検討していきたいと考えている。

問4 水道事業会計の経営状況は悪化している。使用料の改定を見送るとなれば、一般会計から支援することになると思うが、今後、一般会計から上下水道事業に対して、何らかの支援をしていく余地はあるのか。

答4 一般会計の今後の財政見通しにおいて、平成33年度以降、後年度になるほど収支不足は大きくなっていくという見込みであり、新ごみ処理施設の建設等の課題や病院事業会計への支援もあり、大変厳しい状況にある。今後、しっかりと財政見通しを立てていく中で考えていかなければならないが、難しい状況であると認識している。

論 点 2 雨水対策

<質疑の概要>

問1 主な建設改良工事の内容について、ちょっとした雨が降ると冠水するエリアである口谷東と南ひばりガ丘3丁目において、現状をどのように改良するのか。

答1 口谷東については、溢れる箇所が特定できているため、溢れる箇所を経由せず異なったルートでバイパス管を敷設することで、特定している箇所の浸水をなくすという目的で事業を実施する予定である。南ひばりガ丘3丁目は、現在の管の敷設がえをして、1メートル掛ける1メートルのボックスカルバートとして、容量を上げることとしている。

問2 建設改良工事の場所が川西市との市境となるが、川西市に対しての影響はあるのか。

答2 南ひばりガ丘3丁目の口谷一号雨水幹線は、川西市の用水路にもなっている。川西市側は十分に容量があるが、一部狭い所があるため、川西市とも協力しながら検討しており、部分的には改良が必要であると予想している。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第27号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、都市公園に設ける運動施設の施設面積割合の上限を定めるとともに、国土交通省が本年度に行った道路占用料の改定を踏まえ、都市公園法に基づく公園の占用に係る使用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1 公園の占用物について、公園以外に設置してほしいとの要望はあるか。 答1 公園施設以外のもので、法で認められている場合のみ設置を許可しており、必要やむを得ないもののみとしている。 問2 今後、収入額が増加する見込みだが、その理由は。 答2 占用料の改定が主な理由である。	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成30年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第28号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに用途地域の類型として加えられた田園住居地域に関する規定の追加など、建築基準法の一部が改正されることに合わせて、関連する条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成30年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第29号 阪神間都市計画事業中筋J R北土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例の制定について	
議案の概要	
平成29年3月31日をもって中筋J R北土地区画整理事業が完了したことに伴い、条例を廃止しようとするもの。	
論 点 なし <質疑の概要> なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第30号 宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
宝塚市立宝塚すみれ墓苑に新たに設置する合葬式墓所の使用許可証に係る手数料を追加するなど、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成30年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第31号 宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
旅館業法の一部改正に伴う所要の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
＜質疑の概要＞	
問1 民泊の関係はこの条例になるのか。	
答1 現状この条例には規定はなく、法整備された後に、条例を整備することになる。	
問2 市内に旅館、ホテルは何カ所あるか。	
答2 旅館が6軒、ホテルが10軒である。	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成30年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第32号 宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成31年1月から、全ての共済目的における農業者ごとの危険段階別共済掛金率の導入が義務化されることに先行して、園芸施設共済のうち、プラスチックハウスⅡ類において、平成30年4月から危険段階別共済掛金率を導入するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし <質疑の概要> なし	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成30年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第33号 宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本市が定める手数料について、政令に規定する手数料の標準の額に合わせて改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし ＜質疑の概要＞ なし	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

議案番号及び議案名

議案第34号 宝塚市公益施設条例の制定について

議案の概要

さらら仁川公益施設及びピピアめふ公益施設について、平成31年度から、市が設置する公の施設として指定管理者制度による管理運営を行うため、条例を制定するとともに、宝塚市公益施設指定管理者選定委員会を設置するため、宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 運営のあり方について

<質疑の概要>

問1 サウンディング型市場調査ということで、民間の自由な発想で、新たな運営策が出ているとのことだが、民間の自由な発想で新たにできることがそんなに多くあるのか。

答1 駅前立地であり可能性が高いとの意見をいただいております、どのようなところに可能性があるのか確認したところ、PR方法、利用料金、管理体制などが検討できるとのことであった。例えば、貸室の内容により利用状況に差があるが、空いている時間帯を民間のノウハウにより活用し、通常の使い方をしながら、そこにワンポイント入れていくなど、民間の柔軟な考えでの意見をいただけた。

問2 企画などの具体的な内容まで指定して、指定管理者を選ぶのか。

答2 従来の利用者は、そのまま継続して利用していただき、そのほかに企画事業等を実施していく。これまでの反省にもなるが、施設の周知ができていないと指摘されている。イベントについても年間行事や季節に合わせて実施していくべきとの意見もあった。そういった見直しにより、活用がふえるのではないかと考えている。また、施設はそれほど老朽化していないため、そのまま利用することとし、ロビー等は管理しやすいが利用者が滞留する場所がないとの指摘もあり、居心地のよい空間ということも指定管理者の公募条件としたい。

問3 駐車場は市に収益があるとのことであるが、どれくらいあるのか。

答3 現在は、公益施設管理運営の赤字分を駐車場収益で補てんし、利益の一部が市の収入となっているが、公益施設の管理運営とは分離して、適正な賃料で貸し出すこととする。実績では約3千万円の収益があるが、必要経費を除く全額を市の収入とする。

問4 条例を新たに制定するが、今後公益施設として追加する施設はあるか。ソリオ宝塚やアピアさかせがわとの違いは何か。

答 4 今後、公益施設として追加する施設の想定はないが、行政財産となっている部分の見直しは考えられる。今回は都市整備部所管の施設について考えており、さらら仁川とピピアめふについては、阪神・淡路大震災の重点復興地区ということで、公益施設を設置している。これらは地域の利用と災害時の避難所としての役割があり、この2施設については、条例を制定せず公益施設として管理・運営してきたが、今回条例を制定し管理・運営するものである。アピアさかせがわは市の所管ではなく、ソリオ宝塚は一部駐車場のみ市の所管である。

問 5 条例の施行日が平成 31 年 4 月 1 日であり、それまでに指定管理者の選定等を行うことになるが、どのようなスケジュールとなるか。

答 5 平成 30 年 5 月には選定委員会で公募概要を決定し、6 月には指定管理者の募集を実施。7 月にはプロポーザル等を実施し、8 月には指定管理者の選定を行う。平成 30 年 9 月定例会には議案として提出したい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第35号 工事請負契約（（仮称）市立文化芸術施設新築工事）の締結について

議案の概要

市内武庫川町地内において、仮称、市立文化芸術施設を新築するため、次のとおり工事請負契約を締結しようとするもの。

請負金額 16億8,156万円

請負業者 松井建設株式会社大阪支店

----- 3月6日の審査概要 -----

論 点 1 工事契約に関すること

<質疑の概要>

問1 10億円以上の工事請負契約事案であるが、入札するに当たり入札者は何者必要なのか。今回入札者は9者だが入札は成り立っているのか。

答1 10億円以上の工事請負契約の入札においては、指名競争入札の場合は15者必要となるが、今回は一般競争入札で実施しており、15者をめどに実施したが、必ず15者必要ということではない。対象となる登録業者は24者あり、15者以上が入札できると判断した。

問2 9者入札に参加し、6者が辞退。そのうちの5者が、本市の予定価格を超過するためとの理由である。予定価格が安過ぎたのではないか。

答2 応札した3者は、予定価格の90%から96%程度の額であり、特に低額であったとは考えていない。

論 点 2 今後の運営に関すること

<質疑の概要>

問1 駐車場の台数が少ない。家族連れや福祉施設などが車で来館すると思われるが、近隣の駐車場はどれくらいあるのか。また、宝塚文化創造館の駐車場は、花のみち・さくら橋公園の部分に拡大できないか。

答1 市としては宝塚文化創造館の駐車場が29台分である。また、武庫川通線沿いに民間の有料駐車場があり、隣接する商業施設の駐車場は2百数十台である。なお、花のみち・さくら橋公園の整備は補助金を活用して行っているため、宝塚文化創造館の駐車場の拡大は難しい。

問2 収入見込額3,620万円の根拠は。また、平成28年9月時点の収入見込額3千万円と平成29年11月時点の収入見込額3,620万円の違いは何なのか。

答2 3,620万円の内訳は、事業収入としてメインギャラリーの入場料が、年間10万

人の入場を想定し、そのうちの半分の5万人が有料の入場者と考え、入場料を500円から800円として算出し、2,730万円と見込んでいる。そのほかにサブギャラリーの貸館料が、1日1万5千円で、年350万円、メインギャラリーが1日6万円で、年100万円、駐車場収入が1区画に1日2.5台駐車するとして、年間で約500万円と試算し、使用料収入の合計を890万円と見込んでいる。この事業収入と使用料収入の合計3,620万円と平成28年9月時点での収入見込額3千万円との違いは、企画内容を充実させることにより、収入がふえると見込んだものである。

問3 指定管理者の自由裁量を大きくすることだが、そうすれば、入場料が高く設定できるような、収入の上がる企画展を開催できるようになる。自由裁量の割合を高くし、指定管理者の責任で運営していくほうがよいのではないか。また自由裁量を大きくすることにより、どの程度収入がふえると想定しているか。

答3 指定管理者となる可能性のある事業者を対象に、事業者説明会を開催し、本市の考えを示して意見をいただき、その中で自由裁量が大きくなることにも賛同をいただいている。どの程度収入がふえるかまでは見込めていないが、本市がこの施設を設置する目的に合った企画展を、一定開催してもらい、それ以外に指定管理者の自主事業として実施するようすみ分けをしていく。

問4 清荒神、西谷、観光プロムナードが本市の三大活性化重点地域と捉えていたと思うが、宝塚ホテルの移転、手塚治虫記念館のリニューアル、花のまちのリニューアルと文化芸術施設のオープニングに合わせ、阪急電鉄㈱とともに、大きなイベントは考えているのか。また、成功するためには地元企業の協力が必要だと思うが、地元企業との連携はどう考えているか。

答4 質の高い事業の実施を目指しており、文化芸術の拠点として、指定管理者の自主事業で収入面を考える。また、子ども、高齢者、障がい者の利用しやすい施設となるよう、指定管理者としっかりと協議していかなければならない。観光や国際交流の分野とも連携し、相乗効果を発揮していかなければならないが、阪急電鉄㈱とも連携し、駅から宝塚文化創造館までの互いの施設の価値を高めていきたいと考えている。また、地域事業者への経済波及効果も重要で、寄附などの動きも必要と考えており、冠スポンサーのような形の働きかけもしなければならないと考えている。まち全体で運営するように取り組みたい。

問5 年間の赤字額について、以前は1億5千万円を超えるという話もあったが、現計画では1億2,600万円となっている。何を抑えたのか。また、これ以上赤字額はふえないのか。

答5 運営経費については、さまざまな試算を行った。近隣に本格的な美術館がある本市の立地、この土地の歴史などを生かし、国内外から作品を集めるのではなく、親子で親しめるものとして絵本の原画などを考えたが、もっと多様な企画を望む声も

あり、実施設計を行った。その結果の1億2,600万円余が、そのまま指定管理料となるとは思っていないが、これが上限となると考えている。質の高い事業を目指す一方、誰でも参加できるものとの両立であり、負担がこれ以上ふえない努力をすることを念頭に置いて検討している。さらに精査し、6月には明確にしたい。

問6 市民サポーターは無料では続かないと思うが、庭園部分の事業費は平成28年9月時点と平成29年11月時点とを比較しても100万円しかふえていない。広い敷地であり資金面も用意しなければならないのではないか。

答6 この事業は施設と庭園であり、庭園をおろそかにはできない。大事に考えないとならず、そういう思いがないとうまくいかないと考えている。

問7 庭園部分での活動内容として、野外音楽会、マルシェ、芸術作品の野外展示、環境学習、ガーデニング講座などを予定しており、市民サポーターの育成支援プログラムでは、緑化部会、環境部会、イベント部会の3部会構成で育成していく計画である。多様な事務部局にまたがる内容であり、常にいろいろな部署がかかわらないとならない。この施設の担当課を設置しないと、予算もない中でこのような事業はできないのではないか。

答7 現在のところそのような考えはなく、指定管理者制度で今までと同様にしていくものと考えていたが、それぐらいの力を入れていく施設であると認識した。

問8 いくつかの事業者から聞いた意見を重要視して、方針などを決定し、計画をしてくているが、その事業者の中から指定管理者に応募してくれる事業者はあるのか。

答8 公の美術館の運営事業者やビル管理、音楽系やアート系のイベントを得意とする事業者など10者余りの事業者から意見をいただいております。有識者や市民文化振興会議の中で特に美術分野に詳しい方に相談しながら企画案をつくってきており、指定管理者に応募していただける事業者を想定しながら企画している。

問9 収入の根拠が薄弱である。入館者の人数も明確でない。年間5万人の入館であれば、1日に200人程度である。また、それはどこから来るのか。市内から来る想定か。兵庫県が県立淡路島公園内にあるテーマパーク「ニジゲンノモリ」について、訪日客を取り込もうということで、補正予算を計上した。他の施設との競争に勝てないとうまくいかないのではないか。

答9 メインギャラリーでの企画展の入館が10万人。その半分が有料での入館として5万人。平成29年11月の試算では、サブギャラリーに2万人、ワークショップで2万人、その他庭園の入館者など、無料の入館者も含め18万人と見込んでいる。集客は企画展の内容により、遠くからも来ていただけるものと考えている。

問10 準備担当の職員を募集しているが、どのような立場の職員となるのか。また、

雇用期間は定められているのか。その場合期間終了後はどうなるのか。

答 10 施設部分の開設準備担当として、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間の雇用期間とし、開館後も 1 年間はかかわることとしている。文化芸術施設をスムーズに開館することが第一義であるが、他の職員の育成もしながら、3 年間働いてもらいたいと考えており、そういった専門職は長期的な視点で必要であると考えている。よい人材は引き続き雇用したいと考えている。

論 点 3 財政上の課題

<質疑の概要>

問 1 職員の命を預かる上下水道局の建てかえが先延ばしで、この施設を先に建設することのだが、市民福祉金の廃止、子ども会の助成金廃止などに対して疑問視する声も聞いている。この事業を延伸し、一旦立ちどまっても国に交付金を返さなくてもよいなら、延伸していただきたいと思うが。

答 1 この事業に関して申請し採択を受けている交付金は、5 年間限定の事業であり延伸は認められない。どうしても延伸するということであれば、新規に計画し、国に再度採択していただく必要がある。また、延伸することになれば、過年度分の交付金について返還するかどうかというのは国もしくは会計検査院の判断になり、返還することになれば、国費 6 億 3 千万円、地方債 5 億 8 千万円を一括で返還しなければならなくなる。また、延伸し数年後に再度着手する場合に市の単独事業となれば、全事業費の約 22 億円が市の負担となる。

問 2 近隣の同様の施設ではどのくらいの運営費用がかかっているのか。また同規模施設ではどうなのか。

答 2 西宮市の大谷美術館が補助金で 1 億 8,800 万円、明石市の文化博物館が指定管理料で 1 億 3,900 万円、芦屋市立美術博物館が指定管理料 7,400 万円である。本市の規模と同程度であれば、芦屋市立美術博物館の展示室の床面積が約 600 平方メートルで、本市の文化芸術施設のメインギャラリー 560 平方メートルと面積が近い。

問 3 芦屋市立美術博物館は、ギャラリーに特化している。本市の文化芸術施設には、子どもが喜ぶ施設というコンセプトがあるが、ベガ・ホールのように専門ホールとして、利用者に選ばれるような施設にするには、ギャラリーに特化しなければならないのではないか。一旦立ちどまって計画自体をダウンサイジングし、子どものためという部分をとることはできないか。

答 3 文化芸術施設の目的は、文化・芸術、コミュニティの醸成、経済効果の 3 つあるが、1 階での交流イベント等はコミュニティの醸成に大切なものと考えている。平成 29 年 11 月時点の企画案では、子ども向けの絵本原画の展示等は縮小している。

問 4 この事業の交付金については、5 年間の期限があるとのことであるが、1 年間の

繰越が認められるのであれば、平成 31 年度中に竣工できればよいということになる。現在のスケジュールでは平成 31 年 9 月の竣工となっており、3 月定例会で議決できなくても、6 月定例会でも間に合うのではないか。

答 4 平成 29 年度中に工事契約を結ぶことが交付金を受け入れる条件であり、兵庫県にも確認している。

問 5 平成 29 年度中に工事契約を結ぶことが、交付金を受ける前提であるということが、これまで説明もなく、どこにも記載されていない。平成 29 年度中に工事契約を結ばないと、平成 29 年度の交付金 4 億 5,100 万円余も受けられず、これまでの交付金についても前提が崩れるということか。再度しっかり確認することを求める。

----- 3 月 19 日の審査概要 -----

答 5 兵庫県県土整備部まちづくり局市街地整備課に確認し、平成 29 年度に交付決定を受けた交付金は、平成 29 年度中に工事契約を締結した上で繰越すること、繰越は原則 1 年度のみであり、平成 30 年度中に執行することとの指導を受けた。

総括的質疑

<質疑の概要>

問 1 国の交付金であるのに、なぜ国に確認しなかったのか。

答 1 県の許可を受けて国土交通省の近畿地方整備局にも確認したが、交付金の事務については県に委任しているため、指導等は県から行うとの回答を得ている。

問 2 この度の遅延の経過から、事故繰越が認められない可能性が高いと考えられるとのことだが、この度の遅延の理由とは何か。また、何が原因で遅延したのか。

答 2 現在、工事請負契約の議案が提出されており、国から見ると契約できる状態であるにもかかわらず、それができないというのが、事故繰越の理由として妥当かということである。またその遅延の原因は平成 29 年 6 月の一般会計補正予算に対する附帯決議で示されている工事契約時期までに運営手法の明確化と議会への説明ができていなかったことである。

問 3 宝塚市議会基本条例第 8 条において、議会審議における論点情報の形成として財源措置や将来にわたる成果及びコスト計算など 7 項目について、市長に対し、明らかにするよう求めるとしている。本定例会の最終日までまだ日がある。このままでは市民に対して説明ができない。また、議会としても判断ができない。100%でなくても仕方がないと思うが、整理していただきたい。

答 3 当局から十分な説明ができず、何度も審査していただいていることについては、お詫びする。工事契約時期までに運営手法の明確化と議会への説明が求められた附帯決議については認識しており、今議会に契約案件だけを提案するということは審

議の上でも問題があると思いながらも、議会にも説明し、この議案を提出した。議会に対してしっかりと数字を出すことは当然であるが、この短期間で数字が出るかという点非常に厳しい。当初お願いしている、6月に説明するという点でお願いしたい。

----- 3月23日の審査概要 -----

問4 今回の議決をとれなかったときは、繰越は可能であるということで、その場合交付金の返還は生じるのか。

答4 県に確認したことは、原則は年度内の執行で繰越は1年のみ、しかし制度としては繰越は可能だということは確認をした。交付金はどうなるかは、県にもわからないことであり、本市として懸念されることを書面により示している。交付金に関して県からの回答はいただいていない。

問5 議会も市民も納得させられるような事業にしなければならない。年間の事業費も削ることができるところは削る。指定管理者選定条件も採算ベースに近づけるための、本気の努力が目に見えるようでないとならないのではないか。どのような決意か。

答5 もともと6月に説明したいとお願いしたのは、年間の事業費や指定管理者の選定条件等を十分議論して固めないと精査したものがないという思いがあり、時間をいただくものである。相当な覚悟で取り組まないとならないと思っており、本気の努力が見えるよう検討していきたい。

問6 この文化芸術施設のメインは何なのか。ここでいう芸術とはどのようなものなのか。

答6 2階のメインギャラリーでは、主に造形芸術を鑑賞してもらうスペースとして、美術館より幅広い形の造形芸術を考えている。1階は交流スペースとして、図書、創造体験、さまざまなイベント等、庭園も含め、気軽に立ち寄っていただけるような空間を想定している。文化芸術にあまり興味のない人も、気軽に立ち寄ってもらい、文化芸術との距離を縮めていけるような施設としたい。

問7 この施設の建設を延伸し、交付金の返還等になれば、国や県との信頼関係がなくなるというような答弁が予算特別委員会であった。どこを向いて仕事をしているのか。市民を無視しているのではないか。市民が集える施設、多くの人が来る観光地として成功させていきたいとのことだが、本当にそうなのか。いつまでたっても疑問が払拭されず、熱意が伝わってこないということを、この議論をしていて実感している。市民にどう説明すればいいのか。どうやって市民に納得してもらえばいいのか。

答7 当然市民のために仕事をしており、そのことを肝に銘じて取り組んでいきたい。

	本市の文化芸術の拠点施設として整備しようとしている施設であるが、施設運営に関して、まず１点目は質の高い事業を実施する必要がある。そして、文化芸術の拠点施設として運営しなければならない。ここは幅広い優れた文化芸術の鑑賞、市民の文化芸術活動に必要な場所、交流できる場所としなくてはならない。２点目は、子ども、高齢者、障がい者などさまざまな人にとって利用しやすい施設でないといけないと思っている。誰もが参加しやすい事業運営にも配慮する必要がある、文化芸術に触れることの少ない人も参加しやすい事業展開を検討する必要がある。３点目は地域や関係機関との連携強化が必要であり、地域資源の活用として、事業者、地域の人材等との連携を積極的に行い、地域に親しまれる施設運営が必要であると考えている。そこに市民サポーターも入り、施設を支える仕組みを構築する必要がある。そして、まち全体が活性化する事業展開も必要だと考えている。
継続の動議	委員から慎重審査のため閉会中の継続審査の申し出があり、継続審査について採決を行った。 継続審査は否決（賛成少数 賛成２人・反対４人）
自由討議	なし
討 論 (反対討論)	討論１ 文化芸術施設の件は応援しているし、宝塚には文化芸術の拠点となる場所が必要だと常々訴えてきた。しかし、年間の運営コストは当初より相当高くなる見込みで、さらに増大する懸念がある。だからこそ、指定管理料等いろいろなことの詳しい説明がないと無責任な判断となるため継続動議には賛成だったが、この場で結論を出さないといけないこととなった。そういう意味で、十分責任ある判断をする材料が今のところない。しっかりした正しい判断をしていかないと、今後、例えば交付金を返還することになっても、長い目で見ればかかるコストよりも安く上がることになるかもしれないが、現状、市民に対する補助金等もカットし、全事務事業見直しを厳しく行っている中、これほどアバウトなコストの見積もりで、これだけの事業を認めていくことはできないので、反対する。 (賛成討論) 討論２ 一番問題なのは施設の内容ではなく、当局の事務手続に不安材料が残っていること。施設の内容は、市民が今まで望んできたものが詰まった施設になってほしいし、そのためにこれまでワークショップ等で市民や事業者とも一緒になって盛り上がってきた期待の施設である。宝塚市は市民税以外大きな税源もなく、その中で、市民生活に関係する支出も切ってやりくりしている厳しい状況で、宝塚市民だからこそ文化芸術を通じて、市民協働でまちを活性化していこうとしている希望の事業なので、大事な流れの中、今のチャンスを逃してはいけない。立ちど

まることによって時期を逸するとか、経済的損失などのリスクを考えると、今までいろんな委員会でたくさんの議員が議論をした中で、市もたくさんの意見をもらったと思うので、それをきちんともう一度よく検証し、事業の中で失敗のないよう生かしていただきたいということで、賛成する。

（賛成討論）

討論 3 現在、本市が生き残るためにプラスになる可能性がある材料がない。産業が疲弊し商工費も削減され、住宅に関しても税収が急にふえることはない状況の中で、本市は文化芸術のまちとしては認識されているということで、観光産業に力を入れ、地域事業者を巻き込んでこれを機会に一丸となってやっていくことは本当に重要である。最初で最後のビッグイベントで、今後稼いでいけるかという、まちの存続をかけた命がけの事業であり、マイナスにすることはあってはならない。阪急電鉄㈱を基軸に、観光プロムナードがにぎわい、地域事業も潤い、活気が出てくれば、市民にとって楽しくなる、行きたくなるようなスポットになる可能性は十分に秘めている。視野を広げて連携しながら、新しい宝塚の段階に入ってもらいたい。行政が部局をまたぎ、未来が見えるようなビジョンを語ることができるようなコンセンサスがとれている、最終的には市民の利益になると簡潔に説明できるような体制を整えていただきたく、賛成とする。

（賛成討論）

討論 4 経済波及効果が見込める事業であってほしい。過去に宝塚ファミリーランドがなくなる際に、市民による署名運動があったが、結局なくなってしまった。今回の事業もさまざまな問題や課題はあるが進めていき、しっかり一丸となって頑張ってもらいたいと思い、賛成する。

（賛成討論）

討論 5 今回の件について、平成 26 年の土地買収時に、その土地を何にするか目標が不明確なまま買収したことが一つの問題である。平成 26、27、28 年の間に、市民の意見を聞けば聞くほど意見が分かれ、どういう目的の施設にすればよいのかわからなくなってしまった。5 年間の事業であるのに、4 年目にやっと文化芸術施設としての方向性が決まった。初めの 3 年間は直営のつもりだったが、4 年目に急に指定管理者導入へ方向転換したため、収支差も埋まらず運営方針も決定しないまま、この 3 月定例会で議案として出さざるを得なかった。3 年間進んだか進んでないかわからないような状況で、4 年目の 1 年間にさまざまなことを考え決定しようとするがために、まとまっておらず、本市は事業の進め方がわかっていない。このような事業の進め方となった原因は、適材適所になっていないことである。議会は市民の代表であるので、どうであっても責任をとらなければならない。市としても、しっかりと責任をとっていただきたく、この 4 年間を総括す

るべきであるとし、賛成意見とする。

審 査 結 果 可決（賛成多数 賛成4人、反対1人）

議案番号及び議案名 議案第36号 訴えの提起について 議案第37号 訴えの提起について
議案の概要 （議案第36号） 市営亀井第3住宅に入居している名義人が市営住宅の家賃及び敷地内駐車場の使用料を滞納しており、これまで再三再四にわたる催告、納付指導にもかかわらず、滞納家賃及び滞納使用料を支払おうとせず、不誠実な対応に終始するので、やむを得ず市営住宅の明け渡し並びに滞納家賃及び滞納使用料の支払いを請求するため訴えを提起しようとするもの。 （議案第37号） 市営安倉西住宅に入居している名義人が市営住宅の家賃を滞納しており、これまで再三再四にわたる催告、納付指導にもかかわらず、滞納家賃を支払おうとせず、不誠実な対応に終始するので、やむを得ず市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いを請求するため訴えを提起しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> 問1 市営住宅の家賃の収納は指定管理者で行っているが、このような場合、市はどのタイミングでかかわることになるか。 答1 指定管理者とは、毎週連絡会議を行っており、収納状況を確認している。その中で、滞納整理が難しいものなどはリストを提出させ、検討し対処している。市の職員も何度も訪問するなどして、接触できるよう取り組んでいる。 問2 連帯保証人が設定されているなら、通常連帯保証人が払うことになるのではないか。また、合い鍵を使用して、立入調査のようなことはできないのか。 答2 連帯保証人も債務を負っているが、まずは本人が支払うことが基本であると考え、明け渡しと支払いの請求訴訟の訴えの手続をすることとした。立入調査等は私債権であるためできない。裁判で債務名義をとり、それに基づき裁判所を通じて財産の調査を行い、債権確保を図ることになる。 問3 滞納年数が長く、滞納額も大きくなっている。指定管理者任せになっていたのではないか。 答3 指定管理者制度の導入前の滞納もあるが、指定管理者に任せっきりにはしていたものではない。この間このような訴えの提起を行っておらず、滞納額も膨らんでしまった。今後このようになる前に動いていきたい。また、市も前面に立って相談を受

け、額が大きくなならないよう対応する。相談していただけるよう案内もするので、市に連絡してもらいたい。

問 4 このようになる前にほかの手だてはなかったのか。せいかつ応援センターなどとの庁内での連携はしてきたか。

答 4 相談、督促、催告の際に案内し、できる限りせいかつ応援センター等につないでいく対応をしていきたい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第38号 字の区域の変更について	
議案の概要	
組合施行による宝塚市武田尾土地区画整理事業区域において、武庫川河川改修事業による河川法線の変更に伴い、字の区域の一部を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。	
論 点 なし	
＜質疑の概要＞	
なし	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

議案番号及び議案名

- 議案第39号 市道路線の認定について
- 議案第40号 市道路線の認定について
- 議案第41号 市道路線の認定について
- 議案第42号 市道路線の認定について
- 議案第43号 市道路線の認定変更について

議案の概要

（議案第39号～議案第42号）

都市計画法第40条第2項による土地の帰属により、新規認定をしようとするもの。

（議案第43号）

都市計画法第40条第2項による土地の帰属により、終点地番が変更となるため、認定変更をしようとするもの。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 行きどまり道路についての市道路線の認定議案があるが、安全面などについての見解は。

答1 開発ガイドラインにおいて通り抜け道路を基本としているが、今回の議案の道路は、周りが崖地であることから、管理保全、公共の福祉の増進のため認定するもの。道路認定には道路機能だけでなく、上下水道、ガス、電気、電話などのライフラインの収納機能についても、道路法で担保することにより適正かつ安定的に公共施設として管理・保全していくという目的からも市道認定したい。

問2 カラー舗装やインターロッキングが多いが、市に移管された後に、管理や補修に費用がかかるのではないか。

答2 歩行者専用道路はインターロッキングのほうが長もちするので推奨している。カラー舗装については管理や補修が割高になり、今後、市の補修では、カラー舗装の全てについて、追従できないかもしれないとのことを販売者に伝え、販売時に説明していただくこととしている。

問3 街路灯の形状が特徴のあるものであるが、補修等はどうなるのか。また、LED化しているのか。

答3 地域景観に合わせ街路灯も整備しているが、汎用品の支柱や安価な灯具を使用するよう指導している。灯具についても外観は特徴的ではあるが、汎用性のある球を使用している。

問 4 今後、植栽の管理はどうするのか。	
答 4 一義的には市で管理するが、今後、道路アドプト等の検討をしていただきたいと考えており、地域と連携していく。	
問 5 階段状の道路について、手すりが中央に設置されているものと、そうでないものがあるが、基準はあるか。	
答 5 原則は両側に手すりを設置することになっているが、中央に設置することで代替性があると考えている。歩行者からすれば、両側への設置が好ましいが、中央に設置する場合は協議し、現地を見て判断している。	
問 6 階段道路は管理が大変である。1.8メートル以上との最小幅員の規定はあるが、最大幅員を制限すべきではないか。	
答 6 幅員 1.8 メートルは最小幅員であり、人が使用できる幅員としている。一般的には 2 メートルから 4 メートルのものが多く、今回の階段道路で広いものは 5.2 メートルであるが、主たる動線となり、ほかの区域にもつながっていく歩道であることも勘案し、広い階段道路を容認した。	
自由討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	
議案第 39 号 可決（全員一致）	
議案第 40 号 可決（全員一致）	
議案第 41 号 可決（全員一致）	
議案第 42 号 可決（全員一致）	
議案第 43 号 可決（全員一致）	

